

# 公立大学法人奈良県立大学役職員旅費規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）の用務のため旅行する法人の役員（公立大学法人奈良県立大学定款第8条に規定する理事長、副理事長、理事及び監事をいう。以下同じ。）及び職員（公立大学法人奈良県立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条に規定する職員、公立大学法人奈良県立大学特任教員及び特任事務職員就業規則第2条に規定する特任教員及び特任事務職員をいう。以下同じ。）に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 法人が役員、職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関して、この規程及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「法」という。)、県吏員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例(昭和25年7月奈良県条例第25号。以下「奈良県旅費条例」という。)及び法、条例を施行するための法令、通知等の例による。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役職員 法人の役員及び職員をいう。
- (2) 内国旅行 法第2条第1項第4号に規定する内国旅行をいう。
- (3) 外国旅行 法第2条第1項第5号に規定する外国旅行をいう。
- (4) 出張 役職員が職務のため一時奈良県立大学を離れて旅行し、又は役職員以外の者が職務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (5) 赴任 新たに採用された常勤の役職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から奈良県立大学に旅行することをいう。
- (6) 扶養親族 内国旅行にあつては役職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として役職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては役職員の配偶者及び子で主として役職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (7) 遺族 役職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

### (旅費の支給)

第3条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。

2 役職員、その配偶者又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、解雇又は休職となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員
- (2) 役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族
- (3) 役職員が、外国の勤務地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族

3 役職員が前項第1号の規定に該当する場合において、次の各号に掲げる事由により解任又は解雇となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

- (1) 役員の場合 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号又は同条第3項の規定により解任されたとき
- (2) 職員の場合 就業規則第25条第1項第2号又は第3号若しくは第44条各号に掲げる事由若しくはこれらに準ずる事由により解雇となった場合

4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅費について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条におい

て同じ。)が、その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、次の各号に定めるその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続をとったにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかつた額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について規程により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
  - (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため又は外国への旅行に伴う支度のため支払った金額で、当該旅行について規程により支給を受けることができた移転料又は支度料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額
  - (3) 外国への旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について規程により支給を受けることができた額の範囲内の額
- 5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他次の各号に定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に定める金額を旅費として支給することができる。
- (1) 現に所持していた旅費額(輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの(以下「切符類」という。))を含む。以下本項において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため規程により支給することができる額
  - (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額(切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)を差し引いた額

(旅行命令等)

第4条 旅行は、理事長又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令によって行われなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては職務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消を含む。以下同じ。)する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基き、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿を提示しなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 6 旅行命令簿の記載事項又は記録事項、様式その他必要な事項は理事長が別に定める。

(旅費命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り旅行命令(前条第3項の規定により変更された旅行命令を含む。以下本条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしな

ければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

#### (旅費の種類)

- 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。
- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当りの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 旅行雑費は、外国への出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 13 死亡手当は、第3条第2項第3号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

#### (旅費の計算)

- 第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

- 第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除く外、旅行のために現に要した日数による。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。
- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。
- 3 第3条第2項第1号及び第2号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

- 第9条 役職員が内国旅行において同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数15日を超え30日までは、その超える日数につき定額の1割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額とする。

- 第10条 1日の旅行において日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

- 第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続き)

- 第12条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを出納責任者(公立大学法人奈良県立大学会計規程第10条第2項の「出納責任者」をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。
- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除く外、旅行の完了した日の翌日から起算して2週間以内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
  - 3 出納責任者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間以内に、当該過払金を返納させなければならない。
  - 4 出納責任者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該旅費の支出担当課がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
  - 5 前項に規定する給与の種類は、公立大学法人奈良県立大学職員給与規程に規定する給料、扶養手当、住宅手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、義務教育等教員特別手当又はこれらに相当する給与とする。

## 第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

- 第13条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。
- (1) その乗車に要する運賃
  - (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
  - (3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか特別車両料金
  - (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
  - (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- 3 第1項第3号に規定する特別車両料金は、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行で、次のいずれかに該当する場合に限り支給する。
- (1) 理事長が旅行する場合
  - (2) 業務上の必要その他特別の事情があると理事長が認める場合
- 4 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

- 第14条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。
- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
  - (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
  - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
  - (4) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、

現に支払った寝台料金

(5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

3 第1項第5号に規定する特別船室料金は、特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行で、次のいずれかに該当する限り支給する。

(1) 理事長が旅行する場合

(2) 業務上の必要その他特別の事情があると理事長が認める場合

(航空賃)

第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第16条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(私有自動車等の車賃)

第17条 内国において旅行命令権者の承認を受けて私有自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車のうち、役員(その配偶者その他当該職員の同居の親族を含む。)が所有するもので、職務に使用することについて旅行命令権者の承認を受けたものをいう。以下同じ。)を使用する旅行の場合における車賃の額は、1キロメートルにつき20円とする。

(日当)

第18条 内国旅行の日当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、公務上の必要により内国旅行に要する費用で理事長が定めるものを必要とした場合において、同表の日当定額で当該必要とした額を支出できないときは、当該必要とした額による。

(1) 役職員が三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県又は和歌山県の区域内において旅行する場合 400円

(2) 前号以外の場合 2,000円

2 内国旅行の日当は、次に掲げる場合には、支給しない。ただし、職務上の必要により内国旅行に要する費用で理事長が別に定めるものを必要とした場合は、当該必要とした額の日当を支給する。

(1) 公用の交通機関を利用する旅行の場合

(2) 旅行命令権者の承認を受けて私有自動車等を使用する旅行の場合

(3) 徒歩による旅行の場合

(4) 奈良県の区域内における旅行の場合

(宿泊料)

第19条 内国旅行の宿泊料の額は、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じた、当該各号に掲げる額とする。

(1) 甲地方 一夜につき11,600円

(2) 乙地方 一夜につき 10,500 円

- 2 前項の甲地方とは、東京都の特別区の存する地域並びに大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252 条の19第 1 項に規定する指定都市のうち、一般職の職員の給与に関する法律昭和25年法律第 95 号）第11条の 3 第 2 項第 1 号から第 4 号までに規定する地域手当の級地とする。
- 3 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食卓料）

第 20 条 内国旅行の食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

- 2 前項の額は、一夜につき、2,300 円の定額とする。

（移転料）

第 21 条 内国旅行の移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧勤務地から法人までの路程に応じた別表第 1 の定額による額
  - (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額
  - (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）
- 2 前項第 3 号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
  - 3 旅行命令権者は、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項第 3 号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第 22 条 内国旅行の着後手当の額は、第18条の日当定額の 5 日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた第 19 条の宿泊料定額の 5 夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第 23 条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧勤務地から法人まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族 1 人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額
  - ア 12 歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の 3 分の 2 に相当する額
  - イ 12 歳未満 6 歳以上の者については、アに規定する額の 2 分の 1 に相当する額
  - ウ 6 歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の 3 分の 1 に相当する額。但し、6 歳未満の者を 3 人以上随伴するときは、2 人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の 2 分の 1 に相当する金額を加算する。
- (2) 前号の規定に該当する場合を除く外、第 21 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。但し、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。
- (3) 第 1 号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費等の不適用)

第24条 内国旅行の旅費については、法第6条第15項及び法第26条の規定は、適用しない。

(同一地域内旅行の旅費)

第25条 内国の同一地域内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。

- 2 前項にかかわらず、赴任を命ぜられた職員が、職員のための公舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料を支給する。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(退職者等の旅費)

第26条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 役職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から法人までの前職務相当の旅費

- (2) 役職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、法人を旧勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第27条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 役職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から法人までの往復に要する前職務相当の旅費

- (2) 役職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から法人までの前職務相当の旅費

### 第3章 外国旅行の旅費

(外国旅行の旅費)

第28条 第3条第1項又は第2項第3号の規定により外国旅行する役職員又はその遺族に対して支給する旅費については、奈良県旅費条例、県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則（平成14年奈良県規則第63号）、法、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の規定に基づいて算出するものとする。

### 第4章 雑則

(旅費の調整)

第29条 理事長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上、この規程又は旅費に関する他の規程による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要と

しない部分の旅費を支給しないことができる。

(旅費の特例)

第30条 理事長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規程による旅費の支給ができないとき、又はこの規程により支給する旅費が労働基準法第15条第3項又は第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(雑則)

第31条 この規程に定めるもののほか、旅費に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月22日から施行する。

別表第1 移転料（第21条関係）

区分	鉄道 50 キロメー トル未満	鉄道 50 キロメー トル以上 100 キロ メートル 未満	鉄道 100 キロメー トル以上 300 キロ メートル 未満	鉄道 300 キロメー トル以上 500 キロ メートル 未満	鉄道 500 キロメー トル以上 1000 キロ メートル 未満	鉄道 1000 キロメー トル以上 1500 キロ メートル 未満	鉄道 1500 キロメー トル以上 2000 キロ メートル 未満	鉄道 2000 キロメー トル以上
役員の職 務又は7 級以上の 職務にあ る者	126,000 円	144,000 円	178,000 円	220,000 円	292,000 円	306,000 円	328,000 円	381,000 円
6級以下 4級以上 の職務に ある者	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円
3級以下 の職務に ある者	93,000円	107,000 円	132,000 円	163,000 円	216,000 円	227,000 円	243,000 円	282,000 円

備考

- 1 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。ただし、水路又は陸路が含まれる国内旅行の移転料の額は、水路及び陸路1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。
- 2 この表中、「7級以上」、「6級以下4級以上」及び「3級以下」とあるのは、職員の公立大学法人奈良県立大学給与規程第8条に定める給料表の職務の級号給に応じ、次の表に定めるその者の職務の級に相当する一般職給料表の職務の級とする。

一般職給料表	教育職給料表（1）	教育職給料表（2）
9級	5/25以上	
8級	5/2-5/24 4/29以上	4/25以上
7級	5/1 4/9-4/28以上	4/2-4/24
6級	4/1-4/8	4/1 3級
5級	3/17以上	特2級 2/41以上
4級	3/1-3/16	2/37-2/40
3級	2/25以上	2/25-2/36
2級	2/1-2/24 1/33以上	2/1-2/24 1/41以上
1級	1/1-1/32	1/1-1/40

備考 この表中「5/25以上」等とあるのは「5級25号給から5級の最高の号給」等を「5/2-5/24」等とあるのは「5級2号給から5級24号給までの号給」等を、「4/1」等とあるのは「4級1号給」等を示す。